

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第21回）会議録

- 1 開催日時
平成27年12月2日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時52分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
 - 第 86号議案 選挙人名簿の登録について
 - 第 87号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
 - 第 88号議案 在外選挙人名簿の登録について
 - 第 89号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について
 - 第 90号議案 尾張旭市の議会及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部改正について
 - 第 91号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
 - 第 92号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について
 - 第 93号議案 期日前投票所の指定について
 - 第 94号議案 ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について
 - 第 95号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
 - 第 96号議案 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
 - 第 97号議案 選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の

決定について

第 98号議案 投票用紙の決定について

第 99号議案 開票事務と選挙会事務の合同について

第100号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第21回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、定時登録等の関係、そして市長選関係の議案、計15件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。まず、12月の定時登録に関する第86号議案、第87号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第86号議案、第87号議案につきましては、それ</p>

ぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。

はじめに、第 86 号議案の「選挙人名簿の登録について」で
ございます。公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、登録月
の 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するか
たを 2 日に登録しなければならないとされており、本日は 12
月の定時登録を行おうとするものでございます。

それでは、議案をはねていただきまして、「平成 27 年 12
月 2 日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、9 月 2
日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでご
ざいます。

まず、被登録資格につきましては、同法第 21 条により、年
齢要件として、年齢満 20 年以上の日本国民であること、また、
住所要件として、住民票が作成された日から引き続き 3 か月以
上本市の住民基本台帳に登録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としまし
ては、平成 7 年 9 月 3 日から平成 7 年 12 月 2 日までの出生
者、住所要件としましては、平成 27 年 6 月 2 日から平成 27
年 9 月 1 日までの転入者ということになります。

次に第 87 号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」で
ございます。公職選挙法第 28 条の規定により、選挙人名簿の
登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至
ったかたを、名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、9 月 2 日の登録の抹消以降の該当者について
行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法
第 28 条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市
外へ転出後 4 か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成 27 年 9 月 2 日から
平成 27 年 12 月 1 日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成 2

	<p>7年5月2日から平成27年8月1日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1項の規定により、明日、12月3日から12月7日までの期間、縦覧に供することになります。</p> <p>第86号議案及び第87号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
委員長	<p>では、第86号議案及び第87号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第86号議案及び第87号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第 8 6 号議案及び第 8 7 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第 8 8 号議案「在外選挙人名簿の登録について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、第 8 8 号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 3 0 条の 6 第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の 2 枚目にあります 1 名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の 1 1 月 1 2 日時点の登録者数、今回、1 2 月 2 日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する 1 名のかたが増えますので、5 0 名のかたが在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第 8 8 号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 8 8 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 8 8 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 8 8 号議案は可決されました。 それでは、規程の改正についてですが、第 8 9 号議案及び第 9 0 号議案は関連がありますので、事務局より一括して説明をお願いします。
事務局	それでは、第 8 9 号議案及び第 9 0 号議案について、ご説明いたします。 共に、平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日に公布、同年 1 1 月 5 日に施行されました公職選挙法施行令の一部改正により、参議院合同選挙区に関する条文が新設されましたので、規程中で引用しています公職選挙法施行令第 9 2 条第 9 項が繰り下がって、第 9 2 条第 1 0 項となっております。 そのため、各規程中の「第 9 2 条第 9 項」を「第 9 2 条第 1 0 項」に修正しようとするものでございます。 第 8 9 号議案及び第 9 0 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 8 9 号議案及び第 9 0 号議案について、何かご質問等はございませんか。

	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 8 9 号議案及び第 9 0 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第 8 9 号議案及び第 9 0 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、市長選関係の議案に移ります。</p> <p>第 9 1 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 9 1 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第 1 7 条の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、市長の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前 6 0 日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができますと規定されています。この登録の移替えを平成 2 8 年 2 月 1 8 日から 2 月 2 8 日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第 9 1 号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第 9 1 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第 9 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 9 1 号議案は可決されました。 続きまして、第 9 2 号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>では第 9 2 号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 1 4 4 条の 2 第 8 項の規定により、市町村の選挙管理委員会は、条例で定めるところによりポスター掲示場を設けることができるとされており、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第 1 条第 1 項で、ポスター掲示場を設けるとしています。</p> <p>設置数につきましては、公職選挙法施行令第 1 1 1 条の規定により、当該選挙の期日の告示の日の直近の一つ前の選挙人名簿定時登録、今回でいいますと 9 月の定時登録の選挙人名簿登</p>

	<p>録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。</p> <p>これまで本市の投票区は22投票区でしたが、前回の選挙管理委員会で議決いただきましたとおり、旭前投票区と城前投票区を合わせてひとつの投票区といたしましたので、投票区数が21投票区に変更しており、すべての投票区において選挙人名簿登録者数が1000人以上5000人未満、投票区の面積は4㎥未満に該当し、同条の基準により1投票区あたり7箇所、21投票区で合計147箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>前回からの変更点としましては、旧旭前町西新田5071番地11（旭前公園）、旧旭前町新田洞4954番地21（旭前集会所）、旧旭前町広久手4909番地5（広久手公園）、旧旭前町西新田5120番地1（水資源機構旭前宿舎）、向町四丁目地内（石川公園）、西大道町下大道4043番地1（民家家屋）、東印場町二反田2830番地2（民家家屋）の計7箇所が減少している点でございます。</p> <p>第92号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第92号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員長</p>	<p>民家家屋をポスター掲示場とする場合、謝礼等は発生するのですか。</p>
<p>書記長</p>	<p>はい、5,000円の謝礼をお支払いしています。</p>

委員長	<p>ポスター掲示場としては今後使用しなくなるということは、伝えてあるのですか。</p>
書記長	<p>この議案の議決をいただき、ポスター掲示場が決定しましてから、お伝えいたします。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 9 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
事務局	<p>第 9 2 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 9 3 号議案「期日前投票所の指定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第 9 3 号議案「期日前投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 3 項の読替規定による同法第 3 9 条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。</p> <p>第 9 3 号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	<p>では、第 9 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第 9 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員長	<p>第 9 3 号議案は可決されました。 第 9 4 号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第 9 4 号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 1 4 4 条の 2 第 5 項の規定により、公職の候補者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示する日から、ポスター掲示場にポスターを 1 枚掲示することができるものと規定されておりますので、ポスター掲示場に掲示できる日を立候補の受付日でございます平成 2 8 年 2 月 2 1 日とし、立候補届が受理された後、掲示することができるものと定めようとするものでございます。</p> <p>第 9 4 号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第94号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第94号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第94号議案は可決されました。 続きまして、第95号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時 の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第95号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、尾張旭市長選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日で

	<p>あります平成28年2月21日の午後5時30分と定めようとするものでございます。</p> <p>第95号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第95号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第95号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第95号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第96号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第96号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程第7条の規定により、選</p>

	<p>挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成28年2月21日の午後5時45分からと定めようとするものでございます。</p> <p>第96号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>第96号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第97号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>では、第97号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第76条の規定により準用する第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選管がくじで定めた10人とするようになっております。このため、尾張旭市長選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成28年2月25日の午後6時に定めようとするものでございます。</p> <p>なお、選挙立会人の届出は2月25日の午後5時までとなっております。</p> <p>第97号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第97号議案について、何かご質問等はございません</p>

	か。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 9 7 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第 9 7 号議案は可決されました。 続きまして、第 9 8 号議案「投票用紙の決定について」事務局より説明願います。
事務局	では第 9 8 号議案「投票用紙の決定について」ご説明いたします。 公職選挙法第 4 5 条第 2 項の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとなっており、尾張旭市公職選挙管理規程においてその様式が規定されております。 また、同規程において投票用紙の色及び様式の調製方法については選挙の都度、選挙管理委員会において定めると規定されておりますので、平成 2 8 年 2 月 2 8 日執行の尾張旭市長選挙において、点字投票によらない投票用紙の色を白色と定め、様式を下図のとおり片面印刷によるものとするものでございま

	<p>す。併せて、点字投票による投票用紙の色を黄色と定め、様式を議案裏面の図のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第98号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第98号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第98号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第98号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第99号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第99号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第79条の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、尾張旭市</p>

	<p>長選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするものでございます。</p> <p>第99号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第99号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第99号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第99号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第100号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第100号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転</p>

	<p>出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>理論上は、選挙期間中に毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第100号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第100号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第100号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第100号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>

事務局	<p>○ 期日前投票所増設について</p> <p>以前、商業施設から店舗内に期日前投票所を設置しないかとの申出があり、来年参院選からの実施を検討している。駅に期日前投票所を設置することは、コンコースの面積や駅の無人化から、名古屋鉄道瀬戸線の駅では難しいと考えている。</p> <p>○ 次回</p> <p>市長選挙立候補予定者説明会</p> <p>平成28年1月14日(木) 午前10時から</p> <p>於：講堂2</p>
委員長	<p>○ 成人式における選挙管理委員会からの啓発について</p> <p>選挙権について理解を得るため、成人となられる方々に話ができたらと考えている。成人式の所管部局に申し入れができないか。</p> <p>⇒ (事務局) 話ができるよう教育委員会と日程調整する。</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>